

○静岡市職員の任用に関する規則

平成17年1月14日

人事委員会規則第14号

改正 平成18年3月17日人委規則第3号

平成26年3月14日人委規則第1号

平成26年9月30日人委規則第9号

平成27年3月13日人委規則第1号

平成27年5月22日人委規則第11号

平成28年3月30日人委規則第9号

平成28年9月14日人委規則第16号

平成29年3月31日人委規則第1号

平成30年6月27日人委規則第7号

平成31年3月28日人委規則第3号

令和元年8月20日人委規則第2号

令和3年3月24日人委規則第1号

令和4年3月30日人委規則第6号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 競争試験（第4条—第9条）

第3章 選考（第10条—第14条）

第4章 転任（第15条・第16条）

第5章 名簿（第17条—第32条）

第6章 条件付採用（第33条）

第7章 臨時的任用（第34条・第35条）

第8章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条及び第17条から第22条の3までの規定に基づき、静岡市人事委員会（以下「人事委員会」という。）の権限とされている一般職に属する職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要

な事項を定めるものとする。

(令元人委規則 2・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 法第15条の2第1項第1号の採用をいう。
- (2) 昇任 法第15条の2第1項第2号の昇任をいう。
- (3) 降任 法第15条の2第1項第3号の降任をいう。
- (4) 転任 法第15条の2第1項第4号の転任をいう。
- (5) 標準職務遂行能力 法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力をいう。

(平28人委規則 9・一部改正)

(任用の一般的基準)

第3条 職員の職に欠員を生じた場合には、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命するものとする。

- 2 職員の採用、昇任、降任及び転任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行うものとする。
- 3 職員の採用は、第10条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験によるものとする。
- 4 採用試験（法第18条に規定する採用試験をいう。以下同じ。）によって職員を採用する場合は、法第21条第1項の規定により人事委員会が作成した採用候補者名簿に記載された者のうちから行うものとする。
- 5 法第21条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 昇任試験（法第21条の4第1項に規定する昇任試験をいう。以下同じ。）による職  
消防局及び消防署の次に掲げる職（消防吏員に限る。）

ア係長及び副主幹の職

イ主査の職

ウ主任の職

エ職務の複雑、困難及び責任の度がア、イ又はウに掲げる職と同等と人事委員会が認める職

(2) 選考による職 次に掲げる職

ア行政職給料表の適用を受ける係長及び副主幹の職（消防吏員を除く。）

イ主任保育教諭の職

ウ職務の複雑、困難及び責任の度がアに掲げる職と同等と人事委員会が認める職

- 6 昇任試験によって職員を昇任させる場合は、法第21条の4第4項において読み替えて準用する法第21条第1項の規定により人事委員会が作成した昇任候補者名簿に記載された者のうちから行うものとする。

（平28人委規則9・令4人委規則6・一部改正）

## 第2章 競争試験

（試験の種類等）

第4条 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 静岡市職員（大学卒程度）採用試験
- (2) 静岡市職員（短大卒程度）採用試験
- (3) 静岡市職員（高校卒程度）採用試験
- (4) 任期に定めのある採用試験

2 昇任試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防司令昇任試験
- (2) 消防司令補昇任試験
- (3) 消防士長昇任試験

3 採用試験又は昇任試験は、人事委員会が定める試験区分（試験の種類及び区分をいう。以下同じ。）に応じて行うものとする。

（平26人委規則1・平27人委規則1・平28人委規則9・一部改正）

（採用又は昇任の予定通知）

第5条 任命権者は、採用試験又は昇任試験により採用又は昇任を予定する職、職員の数及び期日を、あらかじめ人事委員会に通知しなければならない。

（平28人委規則9・一部改正）

（試験の告知）

第6条 採用試験の告知は、次に掲げる事項について試験の期日の1月前までに公告するほか、受験に必要な事項が周知される方法により行うものとする。ただし、人事委員会が認める場合は、この期限を変更することができる。

- (1) 試験区分
- (2) 試験の対象となる職の職務の概要及び給与

- (3) 受験資格
- (4) 試験の日時及び場所
- (5) 受験手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める事項

2 昇任試験の告知は、受験資格を有する全ての職員に受験に必要な事項が周知される方法により行うものとする。

(平27人委規則1・平28人委規則9・一部改正)

(受験資格)

第7条 受験資格は、受験者として必要な年齢、経歴、資格等について、客観的かつ画一的に、試験区分に応じて人事委員会が定めるものとする。

(平26人委規則1・一部改正)

(試験の方法)

第8条 採用試験又は昇任試験は、受験者が有する当該任命しようとする職に相当する標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性（以下「標準職務遂行能力等」という。）を相対的に判定することを目的として、筆記試験のほか、次に掲げる方法（採用試験にあつては第4号を、昇任試験にあつては第2号を除く。）のうち1以上を併せて行うものとする。

- (1) 面接試験
- (2) 身体検査
- (3) 体力検査
- (4) 勤務実績の判定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める方法

(平28人委規則9・一部改正)

(試験に関する事務の委嘱)

第9条 人事委員会は、必要に応じて学識経験者又は他の機関の職員に、採用試験又は昇任試験に関する事務を委嘱することができる。

(平28人委規則9・一部改正)

### 第3章 選考

(採用に係る選考)

第10条 次に掲げる職への採用は、選考によることができる。

- (1) 法令の規定に基づく免許又は資格を必要とする職で別表に定めるもの

- (2) 単純労務に従事する職
- (3) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により標準職務遂行能力等について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
- (4) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑、困難及び責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (5) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する職又は国家公務員の職に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑、困難及び責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (6) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と職務の複雑、困難及び責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの
- (7) 特別の知識、技術又は経験を必要とするものと人事委員会が認める職
- (8) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職
- (9) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職
- (10) 静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職
- (11) 前各号に掲げるもののほか、試験によることが適当でないと人事委員会が認める職  
(平26人委規則9・平28人委規則9・令元人委規則2・一部改正)  
(昇任に係る選考)

第10条の2 昇任に係る選考の種類は、係長級昇任選考とする。

(平28人委規則9・追加、令4人委規則6・一部改正)

(選考の実施)

第11条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用し、又は昇任させようとする者についてその都度行うものとする。ただし、人事委員会が必要と認める場合においては、選考の実施について告知し、志望する者について人事委員会の定める日に行う選考を実施することができる。

2 第5条から第7条までの規定は、前項ただし書の選考について準用する。

3 人事委員会は、選考の結果を任命権者に通知するものとする。

(選考の方法)

第12条 選考は、標準職務遂行能力等の有無を次条に規定する選考の基準に基づいて判定するものとし、採用に係る選考にあつては次に掲げる方法（第4号を除く。）のうち1以上を、昇任に係る選考にあつては第1号に掲げる方法並びに第2号、第4号及び第5号に掲げる方法のうち1以上を行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 面接試験

(3) 身体検査

(4) 勤務実績の判定

(5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める方法

2 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する場合の選考に係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる方法（第4号を除く。）」とあるのは「次に掲げる方法」とする。

(平28人委規則9・令元人委規則2・一部改正)

(選考の基準)

第13条 選考の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受験成績が優秀であること。

(2) 採用に係る選考にあつては、対象となる職に必要なと認められる年齢、経歴、免許、知識、技術等を有し、法令等による資格を必要とする場合には、その資格を有すること。

(3) 昇任に係る選考にあつては、静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）に規定する級別資格基準に適合した資格その他人事委員会が定める要件を有すること。

(平26人委規則1・平28人委規則9・平31人委規則3・一部改正)

(選考に関する事務の委嘱)

第14条 第9条の規定は、選考に関する事務の委嘱について準用する。

#### 第4章 転任

(転任の要件)

第15条 職員の転任は、原則として同種と認められる職について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転任させようとする職が同種と認められない職への転任（以下「転職」という。）であっても、標準職務遂行能力等の認定（以下「転職に係る能力認定」

という。) がなされた職員については、転職させることができる。

(平28人委規則9・一部改正)

(転職に係る能力認定の方法等)

第16条 転職に係る能力認定は、採用に係る試験又は選考の区分に準じ区分して行うものとし、転職させようとする職に関する採用に係る試験又は選考をもってこれに代えるものとする。ただし、次に掲げる転職に係る能力認定については、当該転職を行おうとする任命権者が採用に係る選考の方法に準じて行うことができる。

(1) 定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生じた場合の転職

(2) 任命権者が人事管理上の必要を生じた場合の転職

2 前項ただし書の規定により任命権者が転職に係る能力認定を行う場合は、当該任命権者は、あらかじめその実施について人事委員会に通知するとともに、その結果について人事委員会に報告しなければならない。

## 第5章 名簿

(平28人委規則9・改称)

(名簿の作成)

第17条 法第21条第1項の採用候補者名簿及び法第21条の4第4項において読み替えて準用する法第21条第1項の昇任候補者名簿(以下これらを「名簿」という。)は、試験区分に応じて作成するものとする。

2 名簿は、人事委員会の議決により確定する。

3 名簿の記載事項については、名簿の確定後はいかなる変更又は訂正も行うことができない。ただし、第20条から第23条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。

(平28人委規則9・一部改正)

(名簿の有効期間)

第18条 人事委員会は、名簿の確定日から1年を限度として名簿の有効期間を定めるものとする。

2 人事委員会は、必要があると認める場合は、前項の規定により定められた名簿の有効期間の満了前において、その期間を延長することができる。

3 人事委員会は、前項の規定により名簿の有効期間を延長した場合においては、その旨を関係する任命権者及び当該名簿に記載されている候補者(以下「候補者」という。)に通知するものとする。

(平28人委規則9・一部改正)

(名簿の統合)

第19条 第24条第1項及び第2項の規定による名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職につき新たに名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿に共に記載されている候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(平28人委規則9・一部改正)

(候補者の名簿からの削除)

第20条 人事委員会は、候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。

- (1) 当該名簿から選択されて任命された場合
- (2) 任用に関する人事委員会又は任命権者からの照会に応答しない場合
- (3) 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合

(平28人委規則9・一部改正)

第21条 人事委員会は、候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 当該受験の申込み又は当該試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- (3) 任用を辞退した理由が第30条各号のいずれにも該当しないと人事委員会が認める場合
- (4) 昇任候補者名簿にあつては、職員でなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合

(平28人委規則9・一部改正)

(候補者の名簿への復活)

第22条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、名簿から削除された候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第20条第1号の規定により名簿から削除された者で条件付採用期間中に免職されたものについて、人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2) 第20条第2号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会が正当な理由により当該照会に応答しなかったと認める場合
- (3) 第20条第3号又は第4号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会がこれらの規定に該当しなくなったと認める場合
- (4) 第20条第5号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合

(平28人委規則9・一部改正)

(名簿の訂正)

第23条 人事委員会は、候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があった場合又は事務上の誤りがあった場合においては、速やかに名簿を訂正するものとする。

(平28人委規則9・一部改正)

(名簿の失効)

第24条 名簿について定められた有効期間が満了した場合は、当該名簿は失効するものとする。

- 2 人事委員会は、必要があると認めるときは、名簿の有効期間の満了前に当該名簿を失効させることができる。
- 3 人事委員会は、前2項の規定により名簿を失効させた場合においては、その旨を関係する任命権者及び当該名簿に記載されていた候補者に通知するものとする。

(平28人委規則9・一部改正)

(候補者の提示の請求)

第25条 任命権者は、名簿により職員を任命しようとする場合においては、採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの候補者の提示を、あらかじめ人事委員会に対して請求しなければならない。

(平28人委規則9・一部改正)

(候補者の提示等)

第26条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から候補者の提示の請求があった場合においては、候補者を当該名簿の高点順に任命権者に提示するものとする。

- 2 法第21条第4項（法第21条の4第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が任命権者が名簿に記載された者のうちから任用すべき者の数（以下「任用者数」という。）に満たない場合

(2) 当該名簿がない場合

3 前項第1号に規定する場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から標準職務遂行能力等を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて、任用者数に達するまで高点順に提示することができる。

4 第2項第2号に規定する場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿から標準職務遂行能力等を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して任用者数に達するまで高点順に提示することができる。

(平27人委規則1・平28人委規則9・一部改正)

#### 第27条及び第28条 削除

(平28人委規則9)

(任用の辞退)

第29条 候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとするものは、その旨を辞退の理由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定により辞退の届出を受けた場合においては、速やかに当該書面の写しを人事委員会に送付しなければならない。

3 任命権者が第1項の辞退の届出を受けた場合は、当該候補者の提示は、撤回されたものとみなす。

(平28人委規則9・一部改正)

(任用の辞退による候補者の提示の延期)

第30条 人事委員会は、前条第2項の規定により辞退の届出に係る書面の写しの送付を受けた場合において、当該辞退の理由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、辞退の理由がやむまで、当該候補者の提示を延期するものとする。

(1) 現に疾病にかかり、又は負傷していること。

(2) 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由があること。

(平28人委規則9・一部改正)

### 第31条 削除

(平28人委規則9)

(任用の結果についての通知)

第32条 任命権者は、候補者の任用の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

(平28人委規則9・一部改正)

### 第6章 条件付採用

(条件付採用の期間の延長)

第33条 任命権者は、条件付採用期間中の職員（会計年度任用職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、6月以内の期間を限ってその延長を人事委員会に申請することができる。

(1) 条件付採用期間中において実際に勤務した日数が90日に満たない場合

(2) 前号の場合のほか、正式採用となるための標準職務遂行能力等の実証が十分でないと認められる場合

2 人事委員会は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその延長の可否を決定し、任命権者に通知するものとする。

3 任命権者は、条件付採用期間中の会計年度任用職員が条件付採用期間中において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで条件付採用期間の延長をするものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合は、当該会計年度任用職員の任期に限り、その延長ができるものとする。

(平28人委規則9・令元人委規則2・令3人委規則1・一部改正)

### 第7章 臨時的任用

(臨時的任用を行うことができる場合)

第34条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を6月を超えない期間で臨時的に任用することができる。この場合において、第1号に該当する場合においては、その承認があったものとみなす。

(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職の場合

(3) 任命権者が、その候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な候補者がなく、か

つ、他に適当な名簿がない旨の通知を受けた場合

(平28人委規則9・令元人委規則2・一部改正)

(臨時的任用の期間の更新)

第35条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができる。この場合において、前条第2号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その承認があったものとみなす。

## 第8章 雑則

(委任)

第36条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日人委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日人委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日人委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日人委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月22日人委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日人委規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月14日人委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日人委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月27日人委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日人委規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び第3条の規定は平成31年4月1日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月20日人委規則第2号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この規則の施行の日以後にこの規則による改正後の静岡市職員の任用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第8号の会計年度任用職員として採用されるべき者の選考は、同日前においても、改正後の規則第10条の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年3月24日人委規則第1号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日人委規則第6号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（平18人委規則3・平27人委規則11・平28人委規則16・平29人委規則1・平30人委規則7・一部改正）

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、調理栄養士、学芸員、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、看護教師、保健師、助産師、看護師、准看護師及び保育教諭（幼保連携型認定こども園に勤務する者を除く。）
---